

長期優良住宅建築等計画の認定等の事務に係る手数料 (令和4年2月20日改正)

1. 長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料

① 申請者が登録住宅性能評価機関の事前確認を受けて、福岡市へ認定申請する場合

区 分		新築住宅	既存住宅
		1件当たりの金額	1件当たりの金額
一戸建ての住宅		9,500円	13,000円
共同住宅等	床面積の区分		
	500㎡以内のもの	17,000円	25,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	29,000円	43,000円
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	42,000円	62,000円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	77,000円	115,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	132,000円	197,000円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	217,000円	324,000円
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	266,000円	399,000円
30,000㎡を超えるもの		284,000円	425,000円

② 福岡市が認定基準に係る全ての審査を行う場合

区 分		新築住宅	既存住宅
		1件当たりの金額	1件当たりの金額
一戸建ての住宅		59,000円	89,000円
共同住宅等	床面積の区分		
	500㎡以内のもの	140,000円	210,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	224,000円	337,000円
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	444,000円	666,000円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	795,000円	1,193,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1,368,000円	2,052,000円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	2,531,000円	3,797,000円
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	3,617,000円	5,425,000円
30,000㎡を超えるもの		4,431,000円	6,646,000円

③ 上記①、②と併せて、建築確認審査の申し出がある場合

上表の手数料に、建築物に係る建築確認申請手数料を加算する。

2. 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料

区 分	1件当たりの金額
一戸建ての住宅	上表の2分の1の金額 (100円未満切り捨て)
共同住宅等	建築物の計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合は、これに増加する部分の床面積を加算)の区分に応じた上表の金額

※ 申請と併せて、建築確認の申し出がある場合は、上表の手数料に加え、建築物の計画の変更に係る建築確認申請手数料を加算する。

3. 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

1件当たりの金額	2,600円
----------	--------

4. 地位の承継の承認申請手数料

1件当たりの金額	2,600円
----------	--------

5. 長期優良住宅に関する建築物の容積率特例許可申請手数料

1件当たりの金額	160,000円
----------	----------